

令和6年度 新型コロナウイルス感染症予防接種の実施にかかる注意事項等
(施設用)

1 対象者について

新型コロナウイルス感染症予防接種において60～64歳の方が対象となるのは、インフルエンザ予防接種と同様に、「心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級程度」に該当する方のみです。令和5年度以前の特例臨時接種における『基礎疾患』の定義とは異なるため、ご注意ください。

2 間違い接種の防止について

接種前に、今から接種するワクチン名を被接種者に確認する、ワクチンのバイアルを被接種者に直接確認してもらうなど、インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンを混同して接種しないよう、十分にご注意ください。

3 自己負担金額について

インフルエンザ予防接種 1,500円

新型コロナウイルス感染症予防接種 3,200円

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種において自己負担金を領収した場合は、新型コロナウイルス感染症予防接種済証(予診票3枚目)の自己負担金の箇所に領収した金額¥『3,200』を記載するようお願いします。

4 自己負担金免除の対象者について

	インフルエンザ	コロナウイルス
生活保護世帯	○	○
中国残留邦人等支援給付世帯	○	○
令和6年度市民税非課税世帯	○	○
堺市の公害健康被害補償対象者	○	<u>×</u>

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種事業においては堺市公害健康被害補償対象者は自己負担金免除の対象外となります。

※ 堺市予防接種無料受診券において、○のある他の予防接種が未接種である場合はコピーを取り、原本は本人に返却してください。

5 請求について

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種実施申込書(報告書)の医療機関コード番号はインフルエンザ予防接種と同様に9900000(7ケタ)をご記載ください。

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種に係る書類審査業務は、業務委託を行う予定のため、委託業者から書類の内容について連絡をさせていただく場合があります。

※ 今年度より、請求時に事務処理について確認していただくチェックシートを導入しました。お手数ですが、毎月請求書の提出時に 1 枚ご提出いただくようお願いします。

※ インフルエンザ予防接種に係る請求書類と新型コロナウイルス感染症予防接種に係る請求書類は混同せず分けてご提出いただくようお願いします。また、同一の方に対し同一月内に両方の予防接種を実施する場合、自己負担金免除書類等の添付資料は2セット分コピーしていただくようお願いいたします。

6 委託料支払いについて

※ インフルエンザ予防接種に係る委託料と新型コロナウイルス感染症予防接種に係る委託料について支払日は別日となることがあります。ご了承ください。